**平成２８年（フ）第７号**
三重県志摩市志摩町片田809番地２
債務者　平賀百合子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２８年（フ）第１０号**
三重県志摩市浜島町浜島3552番地　汐見成３団地76号
債務者　井上　里津
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２８年（フ）第１７２号**
埼玉県上尾市春日１丁目21番地13　シティハイム神田201
債務者　阿由葉芳雄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７３号**
埼玉県上尾市春日１丁目21番地13　シティハイム神田201
債務者　阿由葉政子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１８４号**
札幌市豊平区月寒西３条７丁目７番30―305号
債務者　樋田　元気
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６号**
北海道北広島市大曲幸町１丁目２番地13
債務者　平川　靖夫
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２３３号**
札幌市西区琴似２条５丁目３番22―703号
債務者　松井亜希子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２５２号**
札幌市豊平区美園７条３丁目６番13号　シャトー桂301号
債務者　杉本まどか（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２５４号**
札幌市東区北16条東７丁目２番24―201号
債務者　棚瀬　くみ（旧姓都筑）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２５７号**
北海道江別市弥生町38番地の３　ビサイドパス202号
債務者　中山　明美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２５９号**
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番15―405号
債務者　才川　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２６２号**
札幌市白石区東札幌５条５丁目12番15―105号
債務者　草間　俊紀
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２６６号**
北海道石狩市花川北７条２丁目14番地　センターコート花川Ｂ―202
債務者　田中　裕子（旧姓岡田・荻野）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２７９号**
北海道千歳市文京１丁目１番地の３　ウィング６―427号
債務者　山端　弘道
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２８５号**
札幌市清田区平岡５条３丁目７番１―108号
債務者　佐々木邦子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２９１号**
札幌市豊平区美園２条２丁目３番９号　大川マンシヨン206
債務者　石橋富士子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５号**
群馬県太田市安養寺町237番地３、住民票上の住所群馬県太田市亀岡町５番地９
債務者　古屋　正則
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
前橋地方裁判所太田支部